

■2021 年度 B 日程一般入試法律科目試験

「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

我が国の株式会社の大半を占める中小企業において、オーナー社長が亡くなって株式が複数の相続人によって相続された場合に関する会社法の規制について、基本的な理解を問う問題である（会社百選 11・12 事件、リーガルクエスト会社法 119 頁以下、田中亘・会社法 126 頁以下などを参照）。

【解説】

株式が複数の相続人によって相続されたが遺産分割協議が整わない場合、当該株式は相続人間の（準）共有に属する（民 898 条・264 条）。会社法は、（準）共有に属する株式の権利行使の方法について規定を設ける（会 106 条）。設問は、この規定を前提として、権利行使者を定める方法や、会社法 106 条但書の「会社が同意した場合」についての理解を問うものであったが、会社法 106 条の規定を知らない受験生が多いことに、正直驚かされた。我が国の株式会社の大半を占める中小企業において、創業者であるオーナー社長が亡くなって株式につき相続が生じた場合、会社法 106 条は極めて重要な意味を持つ規定であるにもかかわらず、である。

設問では、会社法 106 条の定める権利行使者一人の会社への通知はなされていないから、Bら相続人は権利行使できないのが原則である。なお、権利行使者の指定は、共有物の管理（民 252 条）に当たるとして、持分価格の過半数で決すると解するのが判例・通説であることに言及すれば、加点される。

設問では、議長 B が、各相続人が法定相続分に従って議決権行使することを認めたが、これが会社法 106 条但し書きの「会社の同意」に当たり、このような議決権行使を有効と解することができるかが論点となる。否定に解するのが判例だが、決議方法の法令違反として取り消し事由に該当する場合、裁量棄却の有無について言及することが当然に要求される。

なお、株主名簿の名義書換がないことを論じた答案があったが、会社法 130 条は「株式譲渡」の対抗要件であり、相続の場合に当然には適用されないし、（仮に適用があるとしても）対抗要件だから、会社側から権利行使を認めることは問題ないから、本設問で名義書換について論じる実益はない。

以 上